

# PEOPLE WITH LEGAL MIND



近年、高度に専門的な知識や経験が必要とされる、いわゆる「専門訴訟」が急増している。適性かつ迅速な解決に向け、今、司法制度はどう対応しようとしているのか。専門訴訟の最前線とこれまでの足取りを、東京地方裁判所判事・齋藤隆氏にうかがった。

## 医療・建築・特許が急増

最近、医療過誤事件や欠陥住宅の問題で、専門訴訟という言葉が一般的になってきたと思いますが、専門訴訟とは、そもそもどのような訴訟なのでしょう。

**齋藤** 裁判において、審理の対象となる事象の理解・把握に、専門的な知見を必要とする訴訟のことを専門訴訟と言います。「専門的知見」というのは、通常裁判官が事実を認定したり、法律を適用して判断したりするに際して、通常有すべきことを期待される知識・経験を一般的知見というのに対し、それを超えた専門的な分野に関する知識・経験のことです。

通常であれば、一般的な知見に基づいて裁判官が判断すれば事足りるのですが、専門分野に関する裁判では、やはり専門的知見がなければ判断が難しいということで、これをひとつの訴訟類型として取り上げ、専門訴訟という言葉が使われるようになりました。

専門訴訟の問題点とは。

**齋藤** 主に3つ挙げられます。まず第一は、特に勉強しなければ理解できない専門的な事柄を扱うことから、通常の事件に比べて準備が大変であり、そのため審理に困難を伴うということです。裁判所も当事者も、自然科学や、医療、建築といった分野の知識を、通常の社会生活の中では得ることができません。しかし、それらの知識を用いた判断を求められるので、当然、事前に知識を補充しておく必要があり、しかもそれを十分に行うことができるとは限らないので、審理は困難なものにならざるを得ません。

第二には、事案の内容が非常に複雑な場合が多いということです。専門訴訟は、事件発生から訴訟に至るまでに、複数の関係人が介在したり、技術的な問題が重なり合ってきたりすることから、事実関係が複雑になりがちです。しかも、その事実関係を把握するのに専門的な知識が必要です。審理の困難さと相まって、訴訟を円滑に進める障害となっています。

さらにもう一つ、証拠収集が困難な場合が多いということがあります。特に医療訴訟では、カルテや検査結果等、証拠の多くは被告側にあり、原告側が被告の協力を得てそれを入手するのは極めて困難な上、その内容を理解するのもまた困難です。このように証拠が偏在すると、結局、訴訟が始まってから、主として被告側が提出する証拠に基づいて事実関係の確定をせざるを

# 齋藤隆

氏  
東京地方裁判所判事

得ません。これが審理の大きな障害になっています。

最近クローズアップされている専門訴訟ですが、過去には、専門訴訟の問題はなかったのでしょうか。

**齋藤** 何も現在に始まったものではありません。ある意味では、裁判が始まったときから、対象が一般的なものと専門的なものがありました。それが時代背景によって、社会の耳目を引くような類型としてクローズアップされたわけです。

例えば、ある時期、まだ未改修河川が多かった時代に、水害訴訟がしばしば提起されたことがありました。洪水などが起きると、多数の方の財産に被害が及んだことから、その損害の回復を求めて訴訟が提起され、過失の存否や因果関係の有無についての事実関係を把握するためには、水理学や地質学等の専門的な知識が必要でした。

またある時は、公害訴訟に国民の関心が集まりました。これについては、化学や工学あるいは医学の知識がないと事案の内容が把握できませんでした。

これらの訴訟は、それぞれの時代背景の下に注目された専門訴訟です。このように以前から専門訴訟はあったわけですが、全体的な件数はさほど多くはありませんでした。ところが最近になって、医療や建築に関する訴訟が非常に増えてきました。そのため専門訴訟が裁判実務において、非常に重要性を増してきたというのが現状です。

最近の専門訴訟の分野的な特徴というはあるのでしょうか。

**齋藤** まず、技術革新が進んで、製造の分野が専門化、高度化してくると、知的財産権、特に特許権の訴訟が増えました(43頁・資料1参照)。また、昨今では医療事件が多発しています。同じく建築関係の事件も多い。この3つが、最近の専門訴訟の典型的なものであると言えます。特に、医事関連事件と建築関連事件は、この10年ほどの間に急増しています。

また、科学技術の分野そのものが、最近では非常に細分化し専門化していますので、例えば、医療や建築という一つの専門分野の中でも、さらにたくさんの専門分野があり、それがまた審理を複雑にしているというのも現代的な専門訴訟の特徴であると言えるでしょう。

## 専門訴訟に対する立法対策

専門訴訟の急増に対して、制度的な対応策はどのように変化しているのでしょうか。

**齋藤** 専門訴訟に限らず、複雑困難な事件が増えているため、まず平成10年に新しい民事訴訟法が制定されました。それまでの民事訴訟法は明治23年にできた

もので、昭和元年に大改正はあったものの、約70年以上も、いわば同じ道具を使って裁判をしてきたわけです。したがって、戦前とはともかく、戦後の高度成長期においては、複雑困難な事件が増えて、旧来からの民事訴訟手続きではもはや処理し切れなくなったのです。

この新民事訴訟法は、できれば裁判の世話にはなりたくないという風潮のある日本にあって、国民がもっと利用しやすい裁判を実現することを目指して制定された法律で、その中心は、争点整理手続きの拡充にあります。

これは単に当事者の主張をそのまま審理の対象とし、攻撃防御を繰り返した上で、行き着いた点で判決するというのではなく、その事案にとって何が一番重要な争点なのかを絞り込んで行き、その点について集中して証拠調べをすることによって、円滑に訴訟を運営するという審理方式を採用したものです。これは、まさに専門訴訟のように複雑な訴訟をスムーズに審理するためには、最も必要な手続きなのです。ところが、この新民事訴訟法でも、まだ積み残した問題がありました。

専門訴訟に不可欠な専門的な知見をどのように導入するか、ですね。

**齋藤** その通りです。「専門的知見の導入」、「証拠収集手続きの拡充」、「計画的審理の実践」という3点が、新民事訴訟法で積み残した問題でした。そもそも争点を整理し、絞り込もうとしても、専門的な知識がなければ、なかなかその整理の仕方もうまくいきません。また、先ほど医事関連事件における証拠の偏在の話をしました。やはりその弊害を防ぐために、証拠収集手続きを拡充しなければいけません。そして何より、複雑な事件を効率よく解決するために、計画的審理の必要性が叫ばれてきました。

これらの問題点については、平成13年6月に発表された司法制度改革審議会の意見書にも取り上げられています。少し具体的に説明しますと、その意見書には専門的知見の導入の方策として、専門委員制度の導入、鑑定制度の改善、法曹の専門性の強化という三つが挙げられています。そして、それを受けて、今回平成16年4月1日から施行される改正民事訴訟法で実現されたということになります。したがって今後は、専門訴訟については、かなり円滑に審理が進められることが期待できます。

## 専門訴訟への実務上の取り組み

裁判実務では、どのような改善策がなされているのでしょうか。

**齋藤** 裁判官が実務上のいろいろな問題点を研究し

て公表する「司法研究報告」というレポートがあるのですが、その中で東京地裁の前田順司判事ほか4名が、「専門的知見を必要とする民事訴訟法の運営」というテーマで実務上の問題点等を検討した結果を発表していますが、それとともに、各地の裁判所において実際の運営改善の試みが行われてきました。

例えば、東京地裁を例に取ると、平成11年に医療過誤訴訟検討チームが設立されまして、各裁判官にアンケート調査をし、その実情を把握して、「東京地裁における審議の実情について」という報告書を発表しました。さらに翌平成12年には、プラクティス委員会で「医療過誤訴訟の運営について」と題する提言をしています。それに基づいて、試みとして毎月1件の医療訴訟を東京地裁の4つの部で優先的に取り扱った結果、一定の成果を上げたことから、「集中処理体制を採るのが、専門訴訟の円滑な審理には有効」とであると判断し、平成13年4月から、医療集中部が4か部発足することになったのです。同時期に、大阪地裁でも医療集中部ができています。

一方、建築関係でも、平成11年に東京地裁建築瑕疵紛争検討委員会が設立され、審理期間の長期化しがちな建築関係事件をどう処理するのかという点について検討に入りました。東京地裁では、多くの建築の専門家が調停委員に選任されていますので、平成11年10月の中間報告では、建築関係事件について調停制度を有効に活用すべきであると提言し、さらに平成12年には、調停制度活用に加え、通常部で建築瑕疵事件を扱うときには、専門的な知見を取得しながら争点の整理を的確に行い、鑑定制度を活用する旨の提言もしました。そして医療事件と同様に、建築関係でも平成13年4月に集中部をつくる運びとなりました。現在は、2か部が建築事件集中部となっています。

その後、司法制度改革審議会の意見書を受けて、民事訴訟法の改正に進んでいくわけですね。

**齋藤** 実際には、先ほど述べたような実務上の対応の過程と関連して、最高裁と日本医師会、日本建築学会との間で、鑑定人制度全般についての検討や、鑑定人の推薦システムなどについての意見交換が行われ、平成13年6月に、それぞれ医事関係訴訟委員会、建築関係訴訟委員会が発足しました。その後約2年間の活動の中間取りまとめとして、昨年、専門訴訟のあり方や鑑定人システムについての報告を行っています。

## 専門委員制度と鑑定人制度の違い

民事訴訟法の改正で新設された「専門委員制度」とはどのようなものなのでしょうか。

**齋藤** この制度は、非常に画期的なものと言えます。というのは、従来の鑑定人制度というのは、争点整理をした後の証拠調べの段階で、専門家の立場から鑑定事項について意見を述べるもので、証拠調べ手続きのひとつだったわけです。

それに対して専門委員制度というのは、争点整理の段階から専門家が裁判所のアドバイザーとして関与するシステムです。具体的に申しますと、一つは争点整理、一つは証拠調べ、そしてもう一つは和解という三つの場面において、専門家の立場からアドバイザーとして知識を提供するというもので、これが鑑定人制度と違う部分です(右頁・資料2参照)。

専門委員が鑑定人を兼ねるということはあるのでしょうか。

**齋藤** 民訴法の解釈上は不可能ではありませんし、今後どう運用されていくかは分かりませんが、制度の趣旨に則って考えれば、専門委員はあくまでも裁判所のアドバイザーとして説明するだけであり、事案について意見を述べ、その意見が証拠となる鑑定人の役割とは趣が異なります。

また専門委員は、あくまでも公平・中立な立場で訴訟手続に関与することが期待されており、その身分も、最高裁判所が任命する非常勤の国家公務員で2年という任期も定められています。つまり、事件ごとに専任される鑑定人に対して専門委員というのは、ある期間、裁判所から委嘱される裁判所の職員となるわけで、立場が全く違います。

専門委員がそのまま鑑定人となった方が、審理期間短縮になるように思うのですが。

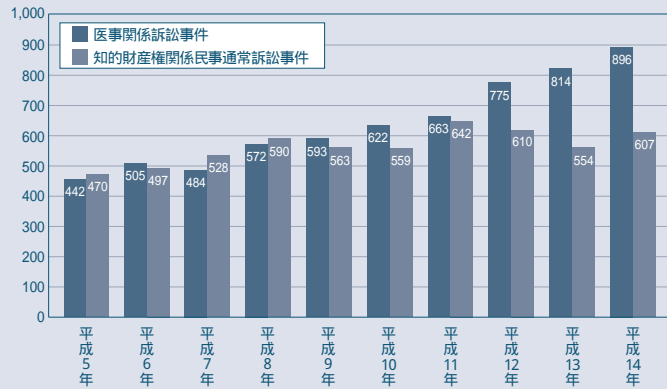
**齋藤** 実は、専門委員制度ができる前に、私ども一つの工夫として、鑑定人の選定を早くして、争点整理から関わってもらおうという試みをしたことがありますが、やはり当事者の立場から言えば、公平性とか透明性に欠けるという印象を抱く恐れがあります。

専門委員や鑑定人を選ぶ上で、一番難しいのは、どのような点なのでしょうか。

**齋藤** 専門家の推薦をしていただける学会は、専門的な研究分野として体系を分類しています。ところが、実際の事件は、研究の分類通りに分かれているわけではありません。しかも、いろいろな事象が複雑に絡み合っています。研究とは違った分類が必要になるでしょう。この両者の分類をどう対応させていくのか、それを突き詰めて専門家を選んでいかなければならないと考えています。ただ、それが果たしてうまくできるのかどうか。なかなか難しい問題だと思いますが、そこをきっちり運用していかなければならないと思います。

医事関連訴訟においては、鑑定人も医師である

資料1 医療関係訴訟事件及び知的財産関係訴訟事件の新受件数の推移



出所：最高裁判所事務総局民事局作成リーフレットより

資料2 専門委員と鑑定人の主な相違点

	専門委員	鑑定人
身分	裁判所に所属する職員（専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者）	裁判所に所属する職員ではない（鑑定に必要な学識経験のある者）
関与の場面	争点及び証拠の整理等の手続 証拠調べ 和解	主に証拠調べ
説明又は意見の性質	専門的な事項に関する当事者の言い分や証拠について、裁判所のアドバイザー的な立場から、分かりやすく説明する。この説明は、アドバイザー的な立場からのものであり、説明した内容は証拠とはならない。	裁判所から求められた鑑定事項について、意見を述べる（鑑定人の意見として、書面（鑑定書）の提出を求めるのが一般的である。） この意見は証拠となり、判決の基礎となる。

出所：最高裁判所事務総局民事局作成リーフレットより

ために、原告側から見れば、本当に中立・公正な鑑定が行われるのか不安になると思います。

**齋藤** 裁判官としては、鑑定人の意見だからといって盲従してはいけないう意識で裁判に臨んでいます。また、医療集中部では、カンファレンス方式といって、3人の鑑定人による合議制をとるという試みも行われています。3人が違う意見であれば、それぞれの意見を述べてもらい、その中から裁判所が、どのように考えればよいかを決めるシステムです。こうすることで、どちらの当事者も納得がいきますし、公正さに不安を持つこともなくなります。

専門的な知見を取得する方法はいくつもあると思いますが、その過程で当事者の不安を払拭するにはどのようにすればよいかは、これからも常に考えていかなければいけません。

専門家ですら意見が異なる場合がしばしば見られ、裁判官は、そのような場合であっても的確な判断をしなければなりません。その際、条理に則った正しい判断をするためには、法的な正義の観点からの検討が必要となるのです。専門化する現代だからこそゼネラリストが求められるという面もあるわけです。

知的財産、医療関連、建築関連の他に、今新たに増えつつある専門訴訟の分野はあるのでしょうか。

**齋藤** IT関連事件ですね。これは特許にかかわるものであれば、専門部が対応するので問題はないのですが、通常部で行う場合、例えばソフト制作の請負契約で、債務不履行とか瑕疵担保責任が問題となる事案が目につきます。

機械の製作などと違って、仕様もはっきりしない上に、つくっていく過程で内容が変わる場合が多く、しかも、そのやりとりはeメールで行われることもあります。そもそも契約の内容を確定することが困難という場合もあります。そうすると、最後に納品したソフトが、契約の趣旨に

合致したものなのかどうか判断することは非常に難しくなります。こうしたIT関連の事件が、正確な数字は分かりませんが、感覚的には年々増えてきています。

これは一つの物の考え方ですが、専門性というのは、何も科学技術だけでなく、例えば、デリバティブ商品のような経済に関するものもあり、これらも専門的な知識がなければ、なかなか理解しにくいものです。そう考えると、いろいろな分野において、それぞれ工夫されて、新しい技術や製品がどんどん出てくる。専門事件の種類も、それに応じて非常に増えているというのが現代の訴訟なのだと思います。

判事として、そうした専門化する現代に、どのように対応されていこうとお考えなのかお聞かせください。

**齋藤** 裁判官もより専門化して、スペシャリストになっていく必要性も確かにあります。それが専門部というかたちになっているわけです。ただ、もう一方で、専門的になれば、本当に正しい判断ができるのか、という問題もあります。専門家でも、いろいろな考え方や意見があります。それを最終的にジャッジするのが、われわれの務めであり、リーガルマインドなわけです。そこに専門家ではないゼネラリストとしての裁判官が存在する意味があるのではないかと思います。

東京地方裁判所判事

**齋藤 隆(さいとうたかし)**

昭和52年判事補任官。昭和62年判事任官、東京地裁判事、東京高裁判事職務代行、長野地裁判事民事部総括、東京地裁判事民事第49部総括を経て2004年4月より東京地裁判事第22部(調停・借地排訟・建築部)総括。